

8 網取り・網放し料金

東京シップサービス株式会社
東京都港区海岸三丁目 1 番 3 号
TEL 03-3455-2121・1461
FAX 03-3455-2167・2176

(1) 平日基本料金

(単位：円)

船舶の総トン数	岸壁			片浮標			両浮標		
	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料
0～299	16,900	10,500	6,400	16,600	10,300	6,300	22,900	14,200	8,700
300～499	17,800	11,000	6,800	17,400	10,900	6,500	24,100	14,900	9,200
500～999	18,900	11,800	7,100	18,600	11,600	7,000	25,300	15,800	9,500
1000～2999	36,800	22,900	13,900	32,700	20,300	12,400	45,000	28,000	17,000
3000～4999	40,400	25,100	15,300	36,700	22,800	13,900	50,200	31,100	19,100
5000～9999	56,300	34,900	21,400	50,700	31,400	19,300	69,200	42,900	26,300
10000～14999	67,300	41,700	25,600	60,700	37,700	23,000	83,600	51,900	31,700
15000～19999	80,500	49,900	30,600	69,500	43,300	26,200	95,500	59,300	36,200
20000～24999	93,000	57,800	35,200	※船舶の総トン数80,000トン以上は、5,000トンまたはその端数を増す毎に、網取料8,800円、網放料5,500円を申し受けます。					
25000～29999	103,700	64,200	39,500						
30000～34999	114,300	70,900	43,400						
35000～39999	123,200	76,500	46,700						
40000～44999	139,300	86,300	53,000						
45000～49999	153,900	95,200	58,700						
50000～54999	168,700	104,400	64,300						
55000～59999	182,900	113,100	69,800						
60000～64999	198,100	122,500	75,600						
65000～69999	212,400	131,300	81,100						
70000～74999	226,700	140,100	86,600						
75000～79999	241,000	148,900	92,100						

(2) 休・祭日基本料金

休・祭日(メーデーを含む。)及び年末年始(12月30日から1月3日)の基本料金は平日基本料金の150%とします。

日曜日と国民の休日が重なったときは、翌日を休日扱いとします。

(3) 割増料金

- 1) 時間外割増
 - 自 6 時 01 分 至 8 時 30 分…………… 70%増
 - 自 16 時 31 分 至 22 時 00 分…………… 60%増
 - 自 22 時 01 分 至翌 6 時 00 分…………… 120%増
- 2) 荒雨雪天割増(荒天とは気象庁の発表する注意報発令下)…………… 50%増
- 3) 接舷船・ドルフィン及びドルフィン類似バース…………… 50%増
- 4) 特別ドルフィンバース(木材投下泊地)…………… 75%増
- 5) 船主のご要望により、先取りボートを1隻増す場合…………… 40%増

6) 特別地域割増

10 号地その 1…………… 35%増

10 号地以東の地域(材木投下バース 14 号地・15 号地) …… 75%増

大井ふ頭その 2、中央防波堤内側ばら物ふ頭から以南

大井食品ふ頭、京浜 6 区…… 75%増

(4) 待機料金

現場待機となった場合、1 時間またはその端数を増す毎に作業料金の 20%

(5) 手配解除料金

現場で本船側の都合で作業を取消された場合作業料金の 50%

※ 備考

- ① 通常の綱取り・綱放しの他に、特にお客さまの都合により休祭日及び時間外にご用命された場合は、基本料金 50%の割増料金を申し受けます。
- ② 1,000 ト未満の綱取作業料金には、先取りボートの料金は含まれておりません。
先取りボートご用命の場合は、別途 60%の割増料金を申し受けます。
- ③ 諸料金合計金額の 10%が、消費税及び地方消費税として加算されます。